

ながの労福協

長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

発行人 近藤 光

編集人 原田 美登

第229号2005年4月8日

お父さん！あなたが万一の時 遺された家族の必要保障額は？

全労済本部では、県内4支所別に昨年から「生活保障プランナー」講座を開催し、全県で100名余の組合役員、書記の皆さんが受講しています。延べ12時間に及ぶ講座修了者は組合員の「ライフプラン」づくりのアドバイザーとしてその活躍が期待されています。

今号は、この講座の講師陣の一人でおられる、CFP(ファイナンシャルプランナー)の上位国際資格)認定者である生活経済研究所長野の塚原 哲氏に「保障設計」の入門編を寄稿いただきました。

塚原氏はプロフィールの中で「『お金』について無関心であってはならない。しかし『お金』は夢の実現の手段であって、それ自身が最終目的ではない。大切なのは、

1. 心に大きな夢を描くこと
2. その夢の実現にかかる『お金』を真正面から見積ること
3. 最悪の事態に備えておくことだ。夢の実現を急ぐ余り、家計にリスクを侵すようなことがあってならない。その為にもライフプラン実現とリスク管理の手法を研究し、皆さんの夢を安全・高確率で実現に導くよう努力したい」と語っています。

又、氏はセイコーエブソン労組の役員経験もあり、現在は同労組のライフサポート局アドバイザーとしても組合員から厚い信頼を得ています。

共済なり生命保険に加入する際、キーとなるのが「必要保障額」です。今回は、この必要保障額について、詳しく取り上げます。

必要保障額とは「いったいいくらかければいいのか」という質問の「いくら」をさします。例えば、葬儀代準備、子の教育資金準備、遺族の生活資金準備などを合計して仮に、7,000万円必要だったとしましょう。これを理由に生命保

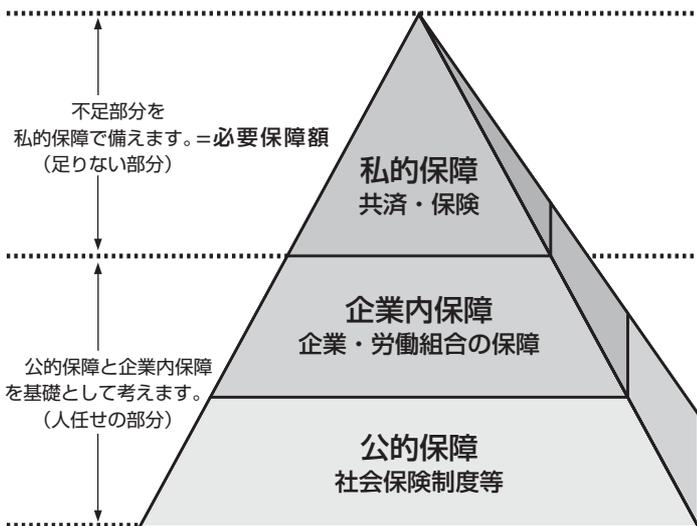
険会社のセールスレディが7,000万円の生命保険を勧めてきたとしても、鵜呑みにしてはいけません。なぜなら、公的保障、企業内保障として賄われている「人任せ」の保障があるので、私たちが7,000万円全額を準備する必要があるからです。

これら「人任せ」の保障を差し引き、不足する部分を必要保障額といいます。(図参照)

必要保障額がいくらになるかを知らなければなりません。まず、皆さんに共通の公的保障に触れ、万一の際にどれくらい受け取れるのかを考えてみましょう。

まずは公的保障から—遺族年金—

遺された妻や子(遺族)に対して支払われる公的保障の代表選手が「遺族年金」です。これは遺族が受け取れる公的年金の総称で、
①遺族基礎年金②遺族厚生(共済)年金③中高齢寡婦加算の3つからなります。自営業者は①遺族基礎年金、会社員であれば、①遺族基礎年金に加えて、②遺族厚生年金、③中高齢寡婦加算も受け取れます。また、遺族年金とは別に、老後に受け取れる国民年金として④



労福協メカシン

中央通りの「歩天」が実現！ 第76回県中央メーデー

今年の県中央メーデーは例年通り5月1日に開催されるが、サンデーメーデーとなることから連合長野を中心とする実行委員会はかねてより、地元商店街、警察当局と折衝を重ね中央通りの「歩行者天国」の可能性を協議していた。

その結果、昭和通りから善光寺方面に至る800m(信金大門町支店まで)の歩行者天国が実現することとなった。

過去にも何回か関係方面に働き掛けをしたものの、諸般の事情で断念してきただけに長年の悲願達成となった。

メーデー当日は城山公園で集会を行い、大門町入口までデモ行進を行い、正午過ぎには歩天イベントがスタートすることになる。

実行委員はメーデー参加組織・団体に積極的な出店要請と共に、ユニークな企画内容も検討されている。

歩天メーデーが市街地商店街の活性化への一助となり、

参加者にも家族ぐるみで楽しめるイベントとなることを期待したい。

ともあれ当日の晴天と、ファミリースンデーメーデーの成功を祈りたい。

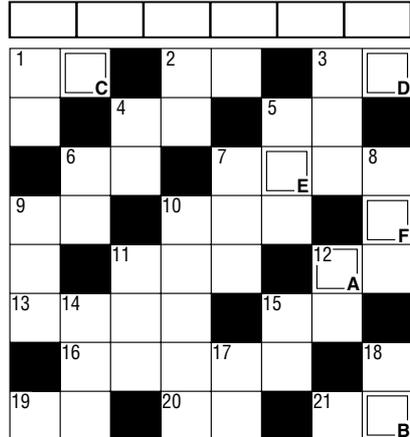
第10回チャリティーゴルフ 今年は「長野国際」で

県労福協の「チャリティーゴルフコンペ」も今年は10年の節目を迎えて、'05年5月12日(木)に開催される。会場も今年は「長野国際カントリークラブ」に移して3コース27ホール貸切りで実施し、69組276名の参加を予定している。過去に本コンペ参加者の皆さんにご協力頂いたチャリティー金で県下23社会福祉施設に希望の備品を贈呈している。昨年は木曽地方の共同作業所に「デジタルカメラ」「キーボード」等を寄贈し入所者の方々に喜ばれている。ゴルフコンペへの参加応募要項は各組織に用意されている。(県労福協でも可。電話026・232・6667・FAX026・232・6672)。

ご家族で楽しむ クロスワード

ヒント：どこに行きます

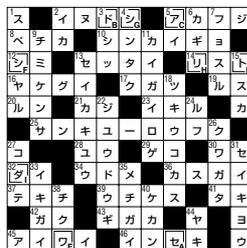
A~Fの文字を並びかえてできる言葉が答えです。



- 1 四季の一つ
- 2 〇〇将棋
- 3 仙豆名物
- 4 能楽の主役
- 5 二つの期間
- 6 仏門に入った女性
- 7 貝殻・ガラスで作った平たい玉
- 8 〇〇競馬
- 9 20歳
- 10 着たサマ
- 11 〇〇カップ
- 12 越後〇〇〇
- 13 能登〇〇〇
- 14 薩摩〇〇〇〇有名
- 15 気になるもの
- 16 大西洋の南海
- 17 群馬県と福島県境にある湿地
- 18 〇〇細やかな肌
- 19 〇〇〇〇〇〇
- 1 〇〇焼、〇〇鍋
- 2 てるてる
- 3 「蟹工船」の作者は小林〇〇
- 4 「竹〇〇」「粟〇〇」「十割・九二」の次
- 5 上布の素材
- 6 北安曇郡にある村
- 7 王様
- 8 「信濃の国」にてでくる橋
- 9 桜の華が風に吹かれて乱れ散る
- 10 苦しくなると企業は〇〇〇〇することも
- 11 今では力士に残るのみ
- 12 夏のこれは心地よい
- 13 屋根の雨水を集める仕掛
- 14 動物にも、器にもある
- 15 「松代は〇〇の町」

前回の正解は「酉年だ幸せ」

当選者(3名)(敬称略)
百瀬 浩志(塩尻市)
宮沢 久光(千曲市)
滝沢 幸子(中野市)
(今回の正解者は3名でした)



●プレゼントの応募方法
●官製はがきに答えを書いて県労福協へ(宛先は表紙にあります)
●労福協の機関誌に対する意見要望を何か一言。
●住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)を忘れずに。
●正解者の中から抽選で5名の方に図書券(1000円分)をプレゼント。
●締切り 5月20日

立町から

今年一月下旬に初めてベトナムを訪れる機会に恵まれた。ベトナム戦争が終結して三十年周年と聞き、改めて時の流れを感じたのである。今回はホーチミン市(かつてのサイゴン)のみであったが、活気溢れた街の様子が先ず驚かされた。街行く人々は三人、四人と乗ったバイクの数が凄く、洪水の如くに行交い、文字通り庶民の足と化している。

道路を横断する時は急ぐと危険でユックリ渡るとバイクは上手に避けてくれるのでむしろ安全だと教えられた。

政治体制は共産党の一党独裁体制にあるが、経済は「ドイモイ政策」によって市場経済が導入され、成長率も年平均七%を超えていることを見るにつけても活気ある雰囲気がお判り頂けると思う。

ホーチミンでベトナム戦争の傷痕を見ることは少なく、戦禍は首都ハノイを中心とする旧北ベトナムである。アメリカ軍が使用した「枯葉剤」の影響は今尚、子供達に及ぼしているのもまた現実である。

今秋、長野市で「枯葉剤被害児救済ベトナムアンサンブルチャリティーコンサート」開催の準備が進められている。コンサート成功に向けて多くの方々の支援が期待される。(原)

住宅生協を ご存知ですか？

えっ？知らない。
残念!!そんなあなたは少し損をしているかもしれせんね。
それではあなたの生活に少しお得になるような住宅生協のお話をしましょう。

長野県労働者住宅生活協同組合（以下、住宅生協といいます）は、勤労者の住生活の向上を支援し、勤労者の福祉の向上を目的として、県内労働団体が出資して1981年に長野県知事の認可を受けて発足しました。**消費生活協同組合法による非営利団体の生活協同組合**として、勤労者のニーズに応え、温もりのある家庭と豊かでゆとりある生活をおくるマイホームの実現のために「良質でより低廉な宅地と住宅の提供」を事業の基本理念にして、宅地と住宅の分譲事業を長年にわたって実施しています。

もちろん住宅は自由設計になります。他にも、中古住宅の仲介事業を行っています。



「リフォームサポート」事業始めました

長くなりましたがここから本題です。

我が家に手入れやリフォームを加えながら、長い年数大事に居住したいというニーズが高まっています。「相談先がわからない」、「工事は信頼できるか」、「費用は適正だろうか」などの不安や心配をしている勤労者の皆様、労働組合のOB、住宅生協から宅地・住宅を購入された方のニーズと要望にこたえる為に始めました。

今回の事業も「安心と安全、良質で低廉な事業提供」をモットーにして実施しています。

ですから、住宅生協リフォームサポート事業の特色としては、次の様に、勤労者の立場を考えた事業となります。

- 1 非営利団体の生協組織ですので適正な価格で工事を実施
- 2 出資していただいた組合員への事業提供していますのでアフターケアは責任をもって実施
- 3 長年にわたって提携している住宅生協協会の住宅施工業者が安心して良質な工事を実施
- 4 1級建築士の住宅生協職員がリフォームの相談や耐震診断を無料実施
- 5 住宅生協事業利用者には長野労金が特別金利で融資

さてその内容ですが、

増改築・外観・外廻り・内装・設備・水廻り等の改修

バリアフリーなどの介護リフォーム

耐震診断と耐震改修工事

ダイヤコート（光触媒コート液）による

快適環境化工事

「ここで、「のダイヤコートって何?」と思われる方も多いのではないのでしょうか。

特にタバコやペットのにおいが気になる方に朗報です。これは住まいの壁や車の中、その他、にの気になる所に、ダイヤコートをコーティングすれば、太陽や蛍光灯の光により、脱臭・消臭・抗菌等の効果を発揮し、人と地球にやさしい勝利の武器です!!

「住宅リフォームは、住宅生協とあなたの共同作業です。」

手摺一本からの取付、蛇口の交換、ちよつと複雑な複合工事まで、住まいのことなら何でもお気軽に住宅生協にご相談ください。



長野県住宅生協

(正式名称 / 長野県労働者住宅生活協同組合)

〒380-0838 長野県県町523 ろうきんビル7階
TEL.026-234-0283 FAX.026-234-0271

松本事務所 〒390-0875 松本市城西1-1-33 恵比寿ビル2階
TEL.0263-36-1710 FAX.0263-39-1016

フリーダイヤル 0120-709-406

老齢基礎年金もあわせると、次のような図になります。

- 自営業・・①遺族基礎年金
 十④老齢基礎年金
 会社員(公務員)・・①遺族基礎年金
 十②遺族厚生(共済)年金
 十③中高齢寡婦加算
 十④老齢基礎年金

①遺族基礎年金

子のいる妻(子あり妻)または子に支給される年金(※1)です。子とみなされるのは高校生までです。その年額ですが、まず妻分として794,500円、500円、さらに子一人に付き222,800円(3人目以降は76,200円、200円)が上乗せされます。つまり、高校生以下の子が二人いれば年額1,251,700円(794,500円+500円+222,800円+222,800円)が支給されます。

例えば、万一の際に5歳と0歳の子がいれば、下の子が高校を卒業するまでの間に総額なんと約2,140万円を受け取れることになります。

②遺族厚生年金

会社員(公務員)である夫が亡くなった場合、遺された家族に対して支給される年金です。その年額は、給与が多い人ほど多くもらえるようになっていきます。正確な算出式は複雑ですが、

	妻36歳	妻50歳	妻55歳	妻65歳	妻85歳
年額	遺族厚生年金				
	(近似式) 月給×0.91× $\frac{5.481}{1000}$ ×勤務ヶ月数×0.991× $\frac{3}{4}$				
	遺族基礎年金		中高齢寡婦加算		老齢基礎年金
	794,500円(妻) 228,600円(第1子) 228,600円(第2子) (76,200円)		596,000円		794,500円
	次男18歳 長男18歳				

次の近似式でざっくりとしたイメージがつかめます。

- ※1 子供のいない妻には支給されない。
 ※2 所得税や社会保険料を差し引かれる前の金額
 ※3 ざっと25年

遺族厚生年金Ⅱ
 月給×0.91× $\frac{5.481}{1000}$ ×勤務ヶ月数×0.991× $\frac{3}{4}$

注意点は2つ。まず、月給は手取りではなく支給額(※2)を使います。次に、勤務ヶ月数は若年者だと額が少なくなりすぎるため、一律に300ヶ月(※3)が最低保障されています。つまり、勤務25年に満たない方でも、全員が300ヶ月になります。例えば、死亡当時の月給が30万円の場合、受け取れる目安は33万円×3,600円(30万円×0.91×5.481)÷1000×300ヶ月×0.991× $\frac{3}{4}$ とわかります。

また、遺族厚生年金は配偶者が終身受け取れます。例えば、遺された妻が36歳なら平均余命85歳までの間に約1,650万円(33万3,600円×49年間)を受け取れることになります。

③中高齢寡婦加算

会社員(公務員)の場合、さらに上乗せとして中高齢寡婦加算が受け取れます。「中高齢」は40歳から65歳を指します。「寡婦」とは、「夫に先立たれた妻」という意味です。つまり、夫に先立たれた妻は受け取れますが、妻に先立たれた夫には出ません。まあ、「男性は自力で何とかしろ」ということです。

注意事項としては、①の遺族基礎年金とは重複して受け取れない点です。重複する場合は遺族基礎年金が優先されるので、結果として遺族基礎年金が終わってから中高齢寡婦加算が支給されます。受け取れる額は非常に簡単で、年額596,000円(モデルケースでは55歳から65歳まで)×10年間)が受け取れます。

さて、①+②+③で合計は4,300万円を超えることがわかります。冒頭のセールスレディに戻りますが、仮に遺族に7,000万円が必要と思ってみても、会社員(公務員)であれば公的保障で4,300万円も出ますの

で、全額を用意する必要がないことはあきらめがたです。セールスレディが公的保障の話に触れずに皆さんに保険を勧めてきたとしたら、その方は勉強不足か良心が欠落しているかのどちらかわかります。その方のお付き合いを見合わせた方がいいでしょう。

さて、遺された家族（妻…36歳、長男5歳、次男0歳）には①遺族基礎年金と②遺族厚生年金を合わせて年額約158万円（月額13.2万円）を受け取れることがわかります。どうでしょう？意外と多いと思われた方が多いのではないのでしょうか。

大切なポイントは、これらの遺族年金は自分から請求しないともらえないということ。私が遺族年金について講演をすると、「私も夫を亡くしています、何ももらえないのはなぜでしょうか」と言われる方が少なくありませんので、どこに請求するのもかまわずおきましょう。皆さんの住所・居所を管轄する社会保険事務所に請求して下さい。

さて、月額13.2万円に話を戻すと、生活費（衣食）くらいは何とかなりそうなのがわかります。あとは、遺された妻がパートで6〜7万円稼げれば衣食だけなら十分な生活が送れるはず。荒っぽい計算ですが、生活費は公的保障と配偶者の収入とで何とかなる

のです。

企業内保障もシッカリ調べておいて

次に、企業内保障についてですが、調べるといわれてもどこから手をつけばいいのかが分からない方も多いでしょう。一般的には、死亡時に、会社からは「死亡退職金」と「弔慰金」が支給されます。また、同じ「弔慰金」という名前で労働組合や、労働組合の上部団体から支給される場合もあります。全労済の団体生命共済に組織加入されている労働組合は、一律に支払われる死亡保険金がありますが、これも「弔慰金」的意味合いの企業内保障です。また、労使による共済会を持つ企業の場合は、共済会から「弔慰金」が受け取れるケースがあります。

このように、大企業の中には若年者でも軽く500万円を超える保障がみられます。これらの「人任せ」でいいお金は必要保障額から差し引いて構いませんので、皆さんも①ご自身の勤務先からどれだけのお金が受け取れるのか、②どこに手続きをすればいいのかを調べておきましょう。本人なら容易に調べられることでも、遺されたご家族が調べるのは容易ではないからです。

改めて必要保障額を計算してみよう！

さて、ここまでくればもう簡単。生活費以外のお金を見積れば生命保険の

必要保障額になります。死亡時に備えておきたいのは、①葬儀代、②遺族の生活費（とりわけ、子供の教育資金）、③住居費です。①は全国平均で34.59万円（※4）、②子供の教育資金はざっくり申し上げると、1,000万円です。例えば、二人のお子さんがいらっしゃるれば2,000万円です。

③は場合を分けて考えます。既に住宅ローンを組んで住宅を購入なさっている方の場合、万一の際に住宅ローンは団体生命共済（信用保険）等から残りのローンすべてが返済されます。つまり、遺された家族は住む場所には困らないことになり、用意すべきお金はゼロ（※5）です。逆に借家にお住まいで、かつ、実家にも戻れない、というときに初めて住宅取得程度の生命共済（保険）が必要になります。全国平均で3,700万円程度ですから、それくらいかければいいでしょう。

さて、冒頭のご家庭が持ち家に住んでいた場合、生命共済（保険）をいくら（必要保障額）かければよいでしょうか。

①葬儀代350万円＋②子供の教育資金2,000万円＝合計2,350万円もあれば十分ということになります。持ち家がなく、さらに、実家に戻れないケースになっても初めて①+

②+③住居費3,700万円＝6,050万円。ただし、住宅を購入した時点で③をはずしても良くなりますので、住宅購入時が保障の見直しのタイミングともいえます。

これと同様に、子供の教育資金も特徴があります。ずっと1000万円もかける必要がありません。その理由ですが、0歳のお子さんと22歳のお子さんを比べれば、この先のお金がかかるのは0歳のお子さんだからです。つまり、子供の教育資金は出産時が一番高く、子供の成長とともに徐々に下がって構わないということになります。

※4 東京都生活文化局「葬儀にかかわる費用等調査報告書」（2003年3月）

※5 敢えて言えば、固定資産税などを留意すればよい

日本人は一定額の保険をずっとかける方が多いのですが、生命保険のセールスレディは「子供の教育資金準備としての保険は毎年徐々に下げた方がいいですよ」と言いません。それはもちろん、セールスレディの実入りに少なからぬ影響があるからです。お金周りの知識で武装して、お金をもっと自分の好きなことに使いたいものです。

“心の健康を”を考える!

—北沢栄子(心理相談員)さんに聞く—

近年、産業構造の変化、技術革新の進展、就労態様の多様化が進んでいます。この様な中、仕事や職業生活で強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は平成9年当時の調査で6割を超えていますから、現在では更にその割合は高くなっているものと考えられます。働く人の「心の健康」は職場の管理職(上司)・労組にとって重要な課題となっています。そこで、心理相談員、カウンセラーとして多方面で活躍しておられる北沢栄子さんに職場のストレス解消と心の健康についてお話を伺いました。

—最近メンタルヘルスに関する事例、相談は増えていますか—

北沢栄子さん(心理相談員)

私も仕事柄、メンタルヘルスに関する研究会に出て話を聞いていますが、どこの職場でも、メンタルヘルスに関する事例、相談は増えているとうかがっています。職場で発生するケースが多いのですが背景には、リストラ・子供の教育など、家庭からくる悩みも抱えている場合が少なくないと報告されています。

最近、どこでも心の健康が問題になっていますが、「心の病」にもいろいろあります。その中でも最も多いといわれている、うつ病を中心にお話したいと思います。

うつ病は、「心の風邪」と言われます。これは、誰もがかかりうる病気という意味です。風邪もこじらせるとうつ病をおこして命にまでかわるようになる場合があります。「心の風邪」うつ病も、早期にみつけ、きちんと治療を受けないと、自ら命をたつ(自殺)ことになる場合があります。自殺者はこのところ3年間3万人を超えています。自殺願望の方はこの10倍ともいわれています。職場ぐるみでの対応が、急務となっています。それほどに、うつ病の方は増えています。

—うつ病の具体的な症状はどのようなのですか—

一概に申し上げられませんが、一般的にうつ病に陥り易い人の性格はまじめで仕事熱心。完全主義で几帳面。仕事や家事を人任せにできない方と云われています。

身体症状としては、眠れない・頭痛(頭が重い)・頭痛・めまい・食欲不振・胃部不快・便秘・口が乾く・肩こり・動悸がする・手足のしびれ感・嫌な発汗がある・排尿困難又は頻尿…など人によって千差万別です。又、精神症状として、「やる気」がおきない・集中力が落ちる・人と会うのがおっくう・いらいらする・など出る人もいます。同じ症状が、2週間以上続く時は、専門家にまず相談してみましょう。

—メンタルヘルスを必要とする勤労者が増えている背景にはどんなことが考えられるのでしょうか—

職場環境・経済環境・労働条件が変化する中で、上司、部下、あるいは同僚同志のコミュニケーション不足があげられるのではないのでしょうか。成果主義・人事考課等で常に評価されているため、人目を気にせざるを得ないところに、ストレスを感じるのではないのでしょうか。またITの影響で、相手の目を見ながら会話することが少なくなったこともあげられます。「おはようございます」「こんにちは」「元気ですか」「ありがとうございます」声をかける・話をする・話を

聴くことが大切です。

—うつ病にならない様にするにはどうしたらいいのでしょうか—

職場内で、自分の考えていることを自由に言いあえる、風通しのよい職場環境をつくるのが大切です。また、ちよつといつもと違うなと思つた人がいたら、上司が、部下が、同僚が、「どうしたの!」と声をかけてあげることが必要です。人は自分の気持ちを聴いてもらうだけで、とても楽になります。最近、職場の内、外に相談窓口や相談電話が開設されていますので、それらを利用することもよいでしょう。専門家がいて、プライバシーは守られます。一人で考えこまずに相談してみましょう。解決の糸口が見つかります。(労福協の「ほつとダイヤル」もその一つです)

「心の病」は「からだの病」に比べ、自分自身でも、また周りの人にも気づきにくいのが特徴です。しかし、「心の病」も早く見つけ、早く治療をすれば必ず治ります。こじらせると、長期化しやすいことも特徴です。

心身共に健康であることが大切です。体の健康といっしょに、心の健康も、皆でいっしょに考え語っていきましょう。

ほっとダイヤルの相談件数 120件を上回る!

県労福協の新たな活動分野としてスタートした福祉相談「くらし・何でも相談“ほっとダイヤル”」は、昨年12月11日(土)に開始以来、毎月1回(第2回土曜日)実施しているが、この間の相談件数は122件に達した。(3月末現在)
相談内容は多岐に亘っているが、多重債務、家庭問題、相続、不動産関連等の相談が件数別の上位にあり、特に多重債務に関してはリストラ等による生活苦が原因と思われるケースが目につく。

現在、中央労福協の方針もあって地方労福協で同様の取り組みが進んでいる中、幅広い専門家を配置して解決の道筋をつける方式は長野の特徴となっている。

相談者から礼状が届けられたり、電話で感謝される事もあり、相談員の方々からも評価されている。
来年度は中央労福協の福祉相談ダイヤルモデル県に指定されることとなった。又、長野県社会福祉協議会の発行する「福祉相談窓口ガイドブック」にも暮らしに関する相談の欄に記載された。

日々の暮らしの中で、様々な悩みを抱えて生活している人は多い。
ひとりで悩まず“ダイヤル”して欲しいと県労福協では呼び掛けている。
相談員は次の方々である。

佐藤 豊弁護士、北川哲男司法書士、山口正人社会保険労務士、平沢英夫社会福祉士、金沢直子・布目知子消費生活アドバイザー。

尚、定例相談日まで待てない方は、県労福協事務局でも相談を受付けている(026-232-6667)。

相談内容別件数		計
1	多重債務問題	20
2	相続問題	15
3	契約関連	12
4	離婚問題	10
5	家族及び親族問題	8
6	不動産関連	7
6	労働問題	7
8	老人福祉	5
8	自己破産・倒産	5
8	年金関連	5
8	労働保険関係(雇用・労災)	5
12	アダルトサイト等の不正請求	4
12	税務関係	4
14	障害者福祉	3
15	訪問販売クーリングオフ関係	2
15	賠償問題	2
15	交通事故	2
18	先物取引	1
18	盗難・スキミングカード被害	1
18	人間関係	1
18	(罰金刑の認定基準)	1
その他	(頻繁に届く消費者金融のダイレクトメール)	1
その他	(資格取得者の)開業相談	1

相談者の居住地域		計	
市	飯山市	1	
	中野市	0	
	須坂市	1	
	長野市	40	
	千曲市	3	
	上田市	7	
	東御市	2	
	佐久市	7	
	小諸市	2	
	松本市	13	
	大町市	0	
	部	塩尻市	1
		岡谷市	2
		諏訪市	1
茅野市		3	
伊那市		1	
駒ヶ根市		2	
飯田市		3	
郡		下水内郡	0
		上水内郡	2
		下高井郡	2
	上高井郡	1	
	埴科郡	0	
	小県郡	4	
	北佐久郡	1	
	南佐久郡	1	
	北安曇郡	5	
	南安曇郡	3	
部	東筑摩郡	3	
	木曾郡	2	
	諏訪郡	1	
	上伊那郡	5	
	下伊那郡	0	
	不明	3	
計	122		

相談員別件数		計
弁護士	32	
司法書士	32	
消費生活アドバイザー	16	
社労士	14	
社会福祉士	8	
連合長野	4	
県労組会議	0	
労金	2	
全労済	0	
生協連	0	
住宅生協	0	
県労福協	14	
その他	0	
計	122	

認知媒体		計
1	新聞	74
2	ラジオ	13
3	チラシ・ポスター	6
3	知人の紹介	6
5	その他	5
6	NHKテレビ	1
7	家族の紹介	15
8	不明	8
計		122

相談者の性別		計
性別		
男		60
女		62
計		122

相談者年代別件数			
	集計	男	女
10代	1	1	0
20代	5	2	3
30代	14	7	7
40代	29	11	18
50代	28	19	9
60代	21	11	10
70代	6	3	3
80代	3	1	2
不明	15	5	10
計	122	60	62

ちよつと待って！

借金問題で解決できないものはありません



深刻化する多重債務問題

クレジットカードが普及し、現在2億5,000万枚。国民一人当たり2枚のカードを持っている計算になります。

現代社会においては、カードの利便性は否定できないが、その裏側では、全国で150万人〜200万人もの多重債務者が発生しているのも事実です。

そのうち24万人が自己破産（平成15年度）をしています。また、「経済・生活問題」を苦にしての自殺者が全国で8,897人も発生しています。（自殺者全体の25%）

万が一、多重債務に陥ってしまったら、一人で悩まず、一日も早く組合や労福協の「ほっとダイヤル」（0120-396029）、又は「ろうきん」に相談しましょう。多重債務の解決には、必ずなんらかの方法があるはず。勇気を出して一緒に困難に立ち向かいましょう。そして、専門家のアドバイ

イスを受けながら解決策を見つけましょう。

こんな事例がありました

夫の収入減、母親の病気から

カードローン地獄に…

B子さんは、パートで年収80万円を得ています。8年前、夫は不況のあおりで年収が510万円から450万円にダウン。しかも、当時はアパートをかわったり車のローンを組んだりと出費がかさみ、夫に内緒でカードローンの借入れによって生活費の不足分を補うようになりました。

同居している夫の両親は年金暮らしです。

5年前には、B子さんの母親が難病にかかってしまい、医療費のことを夫に相談できず、やはりキヤッシングで支払いを済ませました。

これらの債務で結局、他の消費者金融会社等から借り入れして返済するというドロ沼状態に陥って

しまいました。

この時点で消費者金融6社、借入残高268万円。毎月の返済額は12万円9,000円にもなっていました。

ろうきんに相談して、債務のリストをつくってみたところ、利息制限法に基づき利息の引き直しをすれば、過払い分の返還請求が可能と判断、弁護士に「任意整理」を依頼しました。

結果、B子さんの負債は、弁護士費用込みで60万円に圧縮できました。



消費者金融13社

「任意整理」で最終決着…

Cさんは、31歳、独身。同じ会社の組合役員の義弟にあたります。

ある日、会社に給与差押え命令

が届いて債務が発覚し、翌月の口頭弁論期日の呼び出し状まで届き、事態は一気に切迫しました。

Cさんの消費者金融の借り入れは平成5年から。飲み代などに借りているうちに債務がふくらみ、平成11年からは返済のための借り入れ、いわゆる「まわし」状態に陥ってしまいました。

本人は「自己破産」を希望しましたが、母親と二人暮らしのCさんには本人名義の財産もあり、母親の意向は「任意整理」。この時点でのCさんの借入残高は、消費者金融13社、827万円。

その後、弁護士の交渉で、借入残高は弁護士費用込みで530万円に圧縮できることになりました。

そこで、整理資金は母親の貯金から200万円をあて、不足分30万円をCさんが労金から借り入れて賄うことになりました。

組合では、母親依存の処理であったこともあり、本人の反省を促すことと、再発防止の観点から、数ヶ月に1度、本人から途中経過を報告してもらうことになりました。

その結果、Cさんは堅実な生活に戻ることが出来ました。